

「本に其人の面影」考

——『本朝二十不孝』卷四の四に描かれた不孝——

有 勵 裕

一、『本朝二十不孝』の「危うさ」

『本朝二十不孝』は諸国話形式で書かれている。ならば、諸国の仮想の「現実」を、総体として提示しているととらえることも可能である。そのような観点でとらえなおしてみると、そこに浮かび上がつてくる「現実」世界では、為政者の監視の力が微弱であることに気がつく。

不孝者は天罰こそ受けはするものの、お上に罰せられることはほとんどない。また、孝行者が表彰されることもない。その一方で、華美な衣装への浪費（一の三）や漆の横領（卷三の二）といった法度に反した行為が横行している。篠原進氏がかつて指摘した「都市化のゆがみがもたらす新しい悪」（注¹）の蔓延、アーチーク的な都市空間の一端が窺えるといえよう。ただしこの作品には、都市部に限らず、理不尽で救いのないアーチーク的な状況が溢れている。

『本朝二十不孝』を論じる際にしばしば引き合いに出される藤井懶斎の『本朝孝子伝』（貞享三年刊）の世界は、良君による善政が良民に施されている世界、為政者の視線が領内のすみずみまで届いた秩序ある世界を提示するものであった。そのことを思えば、『本朝二十不孝』における為政者の力は、いかにも微弱であると言わざるをえない。

それが何を意味しているのかについては、すでに仮説を拙稿において提示した（注²）。略述するならば、まさに「危うきに遊ぶ」ように、出版取り締まりに抵触しないギリギリのところで、諸国で何が起きているのかを知りたいという読者の潜在的な欲求に応えよう——もちろんそれは事実の暴露ではなく、それらしい嘘の話で読者の好奇心をくすぐつて見る——という試みと結びついたものではなかつたか、ということである。

ところで、本稿で取り扱うのは、そのような『本朝二十不孝』にあつては例外的に、公権力のあり方を正面から描いた章、卷四の四「本に其人の面影」である。本稿のねらいは、この例外

的な一章を読み解くことを通して、先の拙稿において提示した仮説を補強しつつ発展することにある。

二、松前での「格別」な詮議

『本朝二十不孝』卷四の四「本に其人の面影」の梗概は、以下の通りである。

松前の城下に長く浪人している岩越数馬という男がいた。奉公の望みがかなわいため、近年は名も夢遊と改め

て孔子頭にし、虫下しの薬の調合などしつつ、七十歳になつて出家した後も、編笠姿で膏薬を売り歩いて生計を立てていた。その妻は歴々の息女であり、貧乏暮らしの中で、作弥・八弥という男子二人を、十七と十五の年になるまで苦労して育て上げた。一人とも評判の若衆となり、念友にならうとする者も多く、兄弟は情けをかけたく思つた。しかし、父親が油断することなく守つていたためにかなわず、ままならぬ身を嘆いていた。

ほどなく夢遊は亡くなり、兄弟は悲しんだが、それ以上に母親の嘆き様はすさまじく、悲嘆のあまり醜い姿を世間にさらしていた。が、その母親もほどなく死んでしまう。その夜、近所の者が音曲に興じていると母親の亡靈が現れ、以後は夜毎に騒ぎが大きくなつていった。世間の外聞を口惜しく思つていた兄弟の前に、ある日の明け方母親が姿を

現した。兄の作弥は手を合わせて成仏を祈つたが、弟の八弥は半弓で射た。すると母の姿は消え、長年土地の人を悩ませていた古狸がその正体を現した。

これによつて八弥の武勇は土地の人々に称賛されたが、それが国守の耳に入り、文武の達者が集まつて詮議するところとなつた。その結果は、下々の評判とは異なり、母の姿を見て悲しんだ作弥こそ誠の武士の心底として二十人扶持が下され、八弥は親の姿に弓を向けた親不孝者として国外へ立ち退かされることとなつた。

この一章については、以前から、『二十四孝』の「丁蘭」「剗子」や、『宇治拾遺物語』卷八の六「獵師、仏を射る事」などとの関連が指摘されている。それらとの詳細な比較検討や、その結論を根拠とした成立過程の推測などについては、すでに井上敏幸氏や佐竹昭広氏、岡田純枝氏らの論稿がある（注3）。これららの先行研究についても検討の余地があろうが、ここでの言及は避けたい。というのも、今ここで問題にしたいのは、それらの典拠関係によつては説明のつかないふたつの課題であるからだ。

その一つは、この一話の結末である、兄弟にそれぞれ孝行・不孝の正反対の評価が下され、しかもそれが下々と国守とでは判断が「格別」——大きく異なつていて、という展開の問題。ひとつは、松前という土地の老いた浪人に二人の美少年の息子という設定の問題である。

三、岩越兄弟の同質性

(1) 詮議をめぐる解釈の対立

まず、国守の「格別」な判断の問題から検討してみたい。これについては、すでに松田修氏・松原秀江氏と箕輪吉次氏によって、相反する解釈が示されている。

松田氏の解釈は、下々とは異なった判断を下す国守を西鶴は称賛しているととらえるものである(注4)。結末となつていてこの評定には、「西鶴の理想的武士像、理性的で人間的である武士像」がふまえられているとし、西鶴は、「下々」の考え方上の沙汰とを対比させ、後者を高く評価している、といふ。さらに、「智恵の浅瀬を渡る下々が心ぞかし」(『武家義理物語』一の二)という記述とも関連させ、「孝行奨励が國の方針であり、褒賞を得た孝行者が続出した現実の反映」である、と松田氏はとらえている。

これとほぼ同様の見解は、松原秀江氏の論にも見られる(注5)。

(2) 不孝者としての作弥と八弥

まず、松田・松原両氏の説から検討を加えてみたい。

確かに兄弟の華やかな「若衆ざかり」の様子に比して、晩年の両親の姿はあまりに惨めである。それは当然、自らを顧みず育て上げた。その両親の苦労を考えれば、いかに醜くともその姿に弓を射ることは許されないはずである。にもかかわらず八弥にそれができたのは、醜かつた母の姿をもともと嫌悪してい

たからに違いない、それはまさしく不孝である。そのような八弥の本性を下々のものは見抜けなかつたが、上の方の人々は見抜いて判断したのだ、という理解である。

これに対しても箕輪氏は、国守の判断そのものが、極端な「孝」意識によりもたらされた愚行として描かれているとする(注6)。その根拠としては、そもそも母に関する「世の外聞」を放置しておくことは子としては不孝であり、その実態を明らかにしようとする武勇は褒められるべきものであることがあげられている。確かに、典拠である『宇治拾遺物語』の「獵師、仏を射る事」と対比させて考えれば、八弥は眞実を見抜いた獵師の役回りに当たっている。さらに箕輪氏は、さまざまの資料を用いて、当時の儒教的合理主義の常識から考えても、八弥のとつた行動は十分に称賛されるべきものであることを論証している。

この国守の評定に対しても、どちらの解釈が妥当といえるのだろうか。

して孝行息子だろうか。

この兄弟は、母の亡靈と出会う場面まで、まつたく区別されずに描かれている。父親が七十を越す高齢で膏薬売りとして働いているというのに、生計を助けたという記述はない。武家の若者として「若衆ざかり」の時期を謳歌したいと望み、「ままならぬ身を恨」むというというのだから、当然父親をうつとうしく感じていたはずである。

また、父親の死後取り乱した母親に対しても、「あまりに氣うとかりき」という記述から考えて、兄弟揃つて不快感を感じていたと読み取ることができる。そして、父親の死に対しても一応「作弥八弥がかなしみ」という記述があるのに対し、母の死を悼む記述がない。これもまた兄弟ともに母親に冷淡であつたと理解すべきだろう。

以上のことから考えれば、この兄弟はともに元来不孝者であったということになる。貧しさの中でも孝行を尽くし、死別に際しては悲嘆にくれ、死後も礼を尽くし続けるという孝子説話の定型と比較するならば、その落差は甚だしいといえる。

そして、見落としてはならないのは、母親の亡靈を見たときの作弥についての記述である。

あり／＼と、母親の面影庭に見とめ、親子の中ながらおそろしく、兄の作弥は手を合はせ、「など成仏はし給はぬ。

さりとはあさましき御事や」と、涙を袖にしたしける。

作弥は何よりも恐怖心から手を合わせ、成仏できない姿に

「あさましさ」を感じているのである。やつれた姿に親の苦勞や愛情への恩義を感じ取つて手を合わせたわけではない。言つてみれば作弥は、母の臨終の夜に音曲に興じていた「臆病者ども」と同じ行動をとつてゐるにすぎないのである。

松原氏も引用しているが、以前浮橋康彦氏は、「この弟には、自分が美少年である自負によつて、醜い母親に対する憎悪が潜在的にあつたのではないか」(注7)と述べている。そのような推測は確かに可能であろう。だが、それは弟に限定して適応されるべきものではない。兄もまた同様の潜在意識を持つっていたと感じられる書きぶりになつてゐるのである。

このように、母親の幽靈(狸)と兄弟が出会う場面まで、この兄弟は区別なく描かれている。一方だけを特徴づける記述は何もない。この場合、一人が孝行息子で一人が親不孝者だから別の行動をとつたというよりも、似たり寄つたりの二人が、武勇という孝心とは別の要素によつて、たまたま異なつた行動を取つたにすぎない。にもかかわらず結果として、「孝」と「不孝」のレッテルがそれぞれに貼られて行く。そのような展開だとらえるべきではないか。

(3) 詮議の滑稽さ

では、箕輪氏の説はどうであろうか。

箕輪氏の論の秀逸さは、「文武の達者」たちが「詮議」しなければ孝か不孝かを決められなかつた点に注目したところにあ

る。下々のものは「格別」の評価を、国守が即座に下したのではなかつたのだ。兄弟に対する評価を「説義」によらなければ決められなかつたことを通して、「孝」に対する二元的解釈の可能性が示されていると箕輪氏は考えたのであつた。

「武」としての道理の通つた八弥の行動が、「文」としての道理によって評価される作弥の行動と対峙され、論議の末に退けられる。箕輪氏はこれを、「孝」であることを他の徳目よりも極端にまで優先させてしまう、綱吉の孝道奨励政策期ならでわの、特別な「文」重視の反映とする。すなわち、この一話に込められているのは、為政者による行き過ぎた孝道奨励策に対する皮肉ということになる。

しかしながら、この兄弟に「文」と「武」との論理がそれぞれ代表させられており、その対立が真剣に論じられているといえるだろうか。「孝」を極端に重視する当時の「文」の論理を否定しつつ、本来の「武」の論理をこそ西鶴は称賛した、といふのでは、いさざか理屈に過ぎる。谷脇理史氏ならずとも、あまりに眞面目に読み過ぎている（注8）との指摘をせずにいるのはいられないようと思える。

先にも述べたように、この二人はそもそも区別されて描かれてはおらず、作弥が「文」で八弥が「武」を象徴するような存在ではなかつた。読者が知り得るのは怪異に対し臆病かそうでないかという違いのみであり、全くの似たりよつたりの不孝者であった。その二人がたまたま選んだ行動の違いから正反対

の評価を受けてしまう、しかも臆病であつた方が「武士のまことある」孝行者として称賛されてしまうことにこそおかしさがあるといえるだろう。

となると、この一話に込められた皮肉は、「武」よりも「文」を優先させたことにあるのではなく、為政者が世間の沙汰に黙つていられなくなり、何らかの評価を下さなければと苦心したこと自体に向けられていることになる。『本朝孝子伝』でも、近隣の住民がその孝行振りをうわさし、それが国守の耳に届いて、恩賞を与えることになる、というパターンはいくつも描かれている。だが現実には、国主が判断に迷うような事例も少なくなかったはずである（注9）。

また、孝道奨励策の推し進められていたこの時期、国守・領主らは孝行者を顕彰し不孝者に罰を与えるべき立場に立たされていた。後で詳述するが、諸国巡回使らを通しての幕府の視線を恐れつつ、その機会をのがさず活用しようと腐心していたはずである。そのような焦燥感のあまり、二人の不孝者の中から無理やり孝行者を作り出して行く国守がいたとしてもおかしくはない。そのような国守の姿を笑い飛ばそうとする諧謔性がそこにあるとすれば、これはかなり意味深長な一章であるといふことができよう。

四、松前という設定

(1) 岩越数馬の生きた時代

そして、そのような国守のいる藩が松前藩であるという設定は、さらに微妙な問題を含んでいる。というのもこの時期の松前藩は極めて危うい状況にあつたからである。

少しさかのほつて説明をすることになるが、文禄二年、蛎崎康広は秀吉より蝦夷地交易独占の朱印状の交付を受け、志摩守に任せられた。アイヌに対する支配権の確立である。そして、慶長四年に姓を蛎崎から松前に改めて、家康に拝謁、慶長九年に家康より蝦夷地の支配権、アイヌとの交易の独占権を保証され（黒印の制書）、松前氏の近世大名としての基礎が確立する。しかしあいにに対する政策の失敗と収奪とは、たびたびの蜂起や襲撃を招く。寛文九年にはシャクシャインの反乱がり、幕府は旗本の松前泰広を派遣して鎮圧するが、一方では隠密を派遣して松前藩のアイヌに対する取扱いの実態調査も行つてゐる。また、寛永年間以降は幼少の藩主が続いたため、代々藩の家老職を務めた蛎崎家中でも、蛎崎正広系と蛎崎守広系との間での勢力争いが起き、さまざまな不祥事が起きてゐる。

そして、とりわけ延宝から天和にかけて、すなわち『本朝一十不孝』の刊行直前は、問題の多い時期であつた。

延宝二年、家老松前広隆が江戸藩邸で変死。延宝四年、藩主

矩広の寵姫松枝と柏巖和尚との不義密通の密告があり、矩広は松枝を即座に切り捨て、柏巖和尚を流罪にし処刑（門昌庵事件）。松枝は蛎崎友広（守広系）の縁者であり、背後には両蛎崎家の勢力争いがあつたともいわれている。延宝六年、家老の松前広謙が、その弟主膳幸広と争論になり、斬殺される。幸広もまた翌日自尽した。天和元年、老中牧野備後守は、在府中の藩主矩広を自宅に呼び、「松前家中仕置等よろしからず」と嚴重な注意をするが、八月に家老蛎崎広明がまたしても江戸藩邸において変死する。

この連続する家老の変死については、松前藩の正史『福山秘府』はただ「其美変死」と記すのみで、詳細には記録されていない。また、幕府による厳しい詮議や処分は行なわれなかつたが、それは、村上系松前氏である旗本の松前泰広が大目付北条安房守正房、側用人牧野成貞らと親戚関係にあつたために、成貞からの私的な忠告のみで済ませたと考えられている（注¹⁰）。

このような藩史上の諸事件と照らし合わせてみると、ならば、『本に其人の面影』の岩越数馬が浪人となつた時期は藩主権力が弱体化し始めた万治年間ということになる。また、作弥と八弥が生まれたのはシャクシャインの乱前後。藩政の混乱期に岩越数馬は浪人となり、長い間官職への復帰を望んでこの地を離れずにいたものの、果たせずに死んでしまつたこととなる。妻が歴々の息女というのだから岩越家も相応の家柄であったはずである。それゆえに血筋として美少年が生まれ得る可能性があ

り、また、極貧にあえぐ情況であつても、多くの武士の衆道の対象となりえていたのであろう。そして、「孝行」を称賛された作跡は、父親の積年の念願であつた藩士への復帰を果たしたことになる。

岩越家の苦難の年月は、松前藩の混乱の年月でもあつたわけである。

(2) 諸国巡見使と松前

先のような松前藩の不祥事は、当然のことながら幕府にとつて大きな問題であつた。のみならず、上方の町人にとっても関心事であつたはずである。

『松前年々記』の天和元年の記事（注11）に次のようなものが

七月三日、巡見保田甚兵衛・佐々喜三郎・飯河傳右衛門小泊ヨリ渡海。此日浪高、巡見中乗船、折戸エゲフ辺ヨリ子

フタ沖マテ着。津軽ヨリ添来リ候仁之供乗船、小嶋エ流着。後日ニ来ル。巡見済八月九日帰帆。

此年在府之中牧野備後守宅エ御呼、松前家中仕置等不宜旨、

御老中より御内意有。

天和の巡見使が松前にも到着したのである。不祥事続きの時期であつたために、その調査・評価には厳しいものがあつたと考えられ、老中からの忠告を受けることとなつた。

そもそも諸国巡見使は、将軍の代替わりに際して幕府から派

遣されるもので、領主の施政や村落の情況、民衆の動向を観察した。寛永から寛文にかけて整備されてゆき、天和元年に至って、全国を八つに区分して使番・小姓組・書院番の三人編成で派遣するという形態が整う。とりわけこの天和元年の諸国巡見使は、綱吉のいわゆる「天和の治」のための情報源として重要な意味を有していた。

注目すべきことは、その調査項目の中に、孝子に対する表彰の実態が含まれていたことである。天和の諸国巡見使の報告を記したと思われる「九州土地大概」（注12）においては、鳴原城主の松平忠房が孝行者の農民を表彰したことが、「尋常ならず覚ふ」と称賛されている。「忠孝をはげまし、夫婦、兄弟、諸親戚にむつび、奴婢等までにも寛恕を加ふべし。もし不忠不孝の者あらば重罪たるべし」と記された忠孝札が全國に立てられてゐたこの時期、藩主がそれをどれだけ実行できているかが、幕府による評価の觀点のひとつになつてゐたのである。

となれば、「本に其人の面影」に描かれた國をあげての孝行「詮議」の有り様は、お家騒動ともいふべき情況にあつた松前藩だけに、滑稽さの中にどこかアリティを伴つたものに感じられてくる。このような諸藩の内情は、一般の人々にとつても関心事であつた。天和元年六月には、「僧一音というものが越後騒動のことを『越後記』と名づけた書に書き記したため、「空言を流伝せし」罪で八丈島へ流罪となつてゐる（『常憲院殿御実記』）。天和二年四月には、巡見使に記録係として同行した江

戸の正木惣右衛門という者が、その見聞を写本にして売ったために罰せられている（『御仕置裁許帳』）。これらの事件は、人々の並々ならぬ関心を背景にしていることができる。

そして、松前藩の混乱は、上方の町人にとっては、決して他人事ではなかつた。寛永年間に松前の城下町が整備され、アイヌとの交易が盛んになり始めた当初から、近江商人はその商品流通にほぼ独占的にかかわり、多くの利益を上げていた。日本海から近江商人を経由して京坂へ多くの物産が流入し、そこから新たな販売ルートで拡散していく。そのような情況から考へて、松前藩の内情は上方町人にとっては身近な関心事であつたはずである。

(3) 岩越父子の設定の不自然さ

先にも述べたが、岩越数馬は元松前藩士と思われる。長年浪人しているが、「歴々の息女」を妻としていること、息子について「流石、うまれつき美敷」と記されているから、それなりの家柄であったと考へてよい。

しかし、七十歳で出家し、その数年後に息子たちが作成十七歳八月十五歳になつたとすると、数馬の五十代以降に生まれた子ということになり、いさざか不自然である。しかも、「三十年になる編笠」を使つていてることを考えると、四十代以降に浪人生活に入ったということになり、そのような生活の中での高齢でありながら子を設けるというのもまた不自然である。妻が若

ければ話は別かもしれないが、四十過ぎの浪人のところへ歴々の名家から若い娘が嫁入りするはずはないと考えると、やはりありえない設定といえる。

これは、西鶴がしばしば用いるイメージ強化のための誇張表現と考へるべきだろう。『西鶴諸国ばなし』卷五の六「身を捨て油壺」の十八歳までに十一人の夫と死別した女、『本朝二十不孝』卷一の三「跡の剥げたる嫁入長持」の十四歳から二十五歳までに十八回の離縁を繰り返した娘と同種のものではないだろうか。

となれば、西鶴は、親は貧苦の末に醜くなるが道楽息子たちは若衆盛り、という対照性を印象付けるために、不自然は承知でこのような設定にしたと考えられる。つまり、醜く老いつつも子供の行動を監視し制限する親と、老醜を嫌悪する多感で遊び盛りの若い息子達、というイメージの組み合わせの必要から、七十対十七あるいは十五という数字が選ばれたということになる。それによって浮かび上がつてくるのは、子のために我が身をかえりみず必死に生計を立てていこうとする親と、若衆盛りを謳歌したいと願う親不孝な息子達という構図、すなわち孝子説話の完璧な逆設定である。

五、結語

同じように親不孝者であった兄弟が、藩をあげての詮議の末

に、一方は「当分二十人扶持下し置れ、末々御取立あるべき」身となり、一方は「御取あげもなく、此国を立退」くこととなつてしまふ。しかも、そのような不可解な判断を下した藩は、不祥事続いで注目を集めていた松前藩であった。『字治拾遺物語』から抽出された古い説話のパターンは、このような展開や設定の附加によつて、極めて刺激的な一章へと変貌をとげたことになる。

そして、このことは、西鶴の視線が、單なる説話的興味や孝不孝の論議を超えて、公権力のあり方を見据えるものであったということを示している。

もちろんこの一章は、モデル小説ではないし、実際の事件に取材して批判や主張を述べようとするものではない。ただ、松前にに対する読者の関心を刺激しつつ、ありえそうな嘘を書くという行為によつて、藩政や幕政の愚を浮き彫りにしているのである。また、その愚かさを提示しておきながら、「格別」という両義性を持つた語で韜晦しつ締めくくるところに、西鶴の語り口のしたたかさがあるといえよう。

最初にも述べたように、「本朝二十不孝」においては、為政者について言及すること自体例外的である。他には、「備前は心学盛にして、人の心も直になり」（巻四の一「善惡の二つ車」）という池田光政の治政にふれた例をわずかに見る程度である。だがそのことは、本章が例外的な発想や認識によつて書がれていることを意味するものではない。他の章においては、あえて

公権力を描かないことでその存在観の希薄さを感じさせる、一種の「ぬけ」の手法が用いられているとするならば、両者は表裏一体の関係にあるととらえるべきであろう。この点については、また稿を改めて述べることにする。

（注1）篠原進「『本朝二十不孝』の空間」『弘学大語文』十号、一九八四年三月。

（注2）拙稿「『本朝二十不孝』論序説—『本朝孝子伝』と諸國巡見使を視野に入れて—」『国語と国文学』二〇〇六年十月号参照。

（注3）井上敏幸「『本朝二十不孝』の方法」『語文研究』第三一・三三号、一九七一年、佐竹昭広『絵入本朝二十不孝』岩波書店、平成二年、岡田純枝『本朝二十不孝』巻四の四「本に其人の面影」考 松本寧至『中世文学の諸問題』新典社・二〇〇二年。

（注4）『日本古典文学全集 井原西鶴集（二二）』小学館・一九七三年。

（注5）松原秀江「『本朝二十不孝』論—存在の根拠としての親」—『語文』四一号・一九八三年五月。

（注6）箕輪吉次「『本朝二十不孝』の背景—その二元的世界—」『学苑』五四一号・一九八五年一月。

（注7）浮橋康彦「『本朝二十不孝』における悪の造型」『新潟大学教育学部紀要』一一卷一号・一九七〇五年三月。

(注8) 谷脇理史「『本朝二十不孝』論序説」『国文学研究』三六号・一九六七年十月。『日本文学研究資料叢書 西鶴』

有精堂・一九六九年、『西鶴研究序説』新典社・一九八一年に再収。

(注9) 箕輪氏も前掲論文で指摘していることだが、『古今犬著聞集』には、一度はその罪をとがめられながら孝行のための悪事であつたということから、罪を許されて賛美されたという例が三例記されている。

(注10) 『松前町史 通説編』第一巻・一九八四年。

(注11) 『松前町史 資料編』第一巻・一九七四年。

(注12) 多仁照広「江戸幕府諸国巡見使の監察報告——『九州土地大概』について——」『日本歴史』三一四号・一九七一年七月号。

(うどう・ゆたか)